

教育委員会定例会日程

令和 8 年(2026 年) 4 月 22 日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 議事

日程第 1

議案第 13 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習課）

日程第 2

議案第 14 号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて（図書館）

日程第 3

議案第 15 号

令和 9 年度使用教科用図書の採択方針について（教育指導課）

5 報告事項

(1) 市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について【資料配布のみ】

（資料 1 教育部・文化部）

6 その他

(1) 令和 7 年度下半期寄付採納状況について【資料配布のみ】

（資料 2 教育総務課）

(2) 令和 7 年度下半期教育委員会職員の公務災害の状況について【資料配布のみ】

（資料 3 教育総務課）

7 閉 会

議案第 13 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市郷土文化館協議会委員委嘱替え候補者（案）

【候補者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	石川 弥生
住 所	
生 年	
備 考	小田原市立白鷗中学校
委 嘱 期 間	令和9年（2027年）9月30日まで

【前任者】

選 出 区 分	学校教育関係者
氏 名	川崎 和美

小田原市郷土文化館協議会委員名簿（案）

	氏 名	職 業	区 分	専門分野・備考
委員長	田尾 誠敏	東海大学 非常勤講師	学識経験者	考古学
副委員長	山下 浩之	県立生命の星・地球博物館 学芸部長／専門学芸員	〃	自然 (地質学・岩石学)
委員	秋山 幸也	相模原市立博物館 館長	〃	自然（生物全般）
委員	大西 亘	デジタルアーカイブ学会評議員 県立生命の星・地球博物館主任学芸員	〃	デジタルアーカイブ 自然（植物分類学）
委員	篠原 聡	東海大学 教授	〃	博物館学
委員	高橋 典子	シルク博物館 館長	〃	民俗学
委員	田嶋 佳子	西相美術協会 会長	〃	美術（洋画）
委員	星野 玲子	鶴見大学文学部 教授	〃	文化財科学
委員	山田 明子	新玉小学校長	学校教育 関係者	
委員	石川 弥生	白鷗中学校長	〃	

※ 敬称略

議案第 14 号

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて

小田原市図書館協議会委員の一部任命替えについて、議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市図書館協議会委員候補者名簿（案）

【候補者】

選 出 区 分	学校教育の関係者
氏 名	井上 智子
備 考	小田原市立東富水小学校 校長
委 嘱 期 間	委嘱された日から令和８年９月３０日まで

選 出 区 分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏 名	岡本 みどり
備 考	小田原市 PTA 連絡協議会
委 嘱 期 間	委嘱された日から令和８年９月３０日まで

【前任者】

選 出 区 分	学校教育の関係者
氏 名	加藤 まゆみ （前小田原市立前羽小学校長）

選 出 区 分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏 名	西田 洋子

第 3 6 期 小田原市図書館協議会 委員名簿（案）

任期 令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日

役 職	選出区分	氏 名	備 考
委員長	学識経験のある者	の ぐち たけ のり 野 口 武 悟	青山学院大学コミュニティ人間 科学部教授
副委員長	社会教育の関係者	きた がわ あや こ 北 河 文 子	小田原の図書館を考える会
委 員	学校教育の関係者	いの うえ とも こ ○井 上 智 子	小田原市立東富水小学校長
〃	社会教育の関係者	あき やま よう こ 秋 山 洋 子	よみきかせグループ ピーターパン
〃	市民公募	か じ ゆう こ 加 地 優 子	
〃	市民公募	ほし ざき みゆき 星 崎 みゆき	
〃	家庭教育の向上に資する活動を行う者	おか もと みどり ○岡 本 みどり	小田原市 P T A 連絡協議会幹事 鴨宮中学校 P T A 役員
〃	学識経験のある者	ま みづか あき ひさ 馬見塚 昭 久	常葉大学保育学部 准教授

※委員（候補を含む）は五十音順 敬称略

※○印が新任委員候補

議案第 15 号

令和 9 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

令和 9 年度使用教科用図書の採択方針（案）

小田原市教育委員会

1 令和 9 年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和 9 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和 9 年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償法」という。）第 14 条の規定に基づき、令和 5 年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
中学校は、無償法第 14 条の規定に基づき、令和 6 年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (2) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

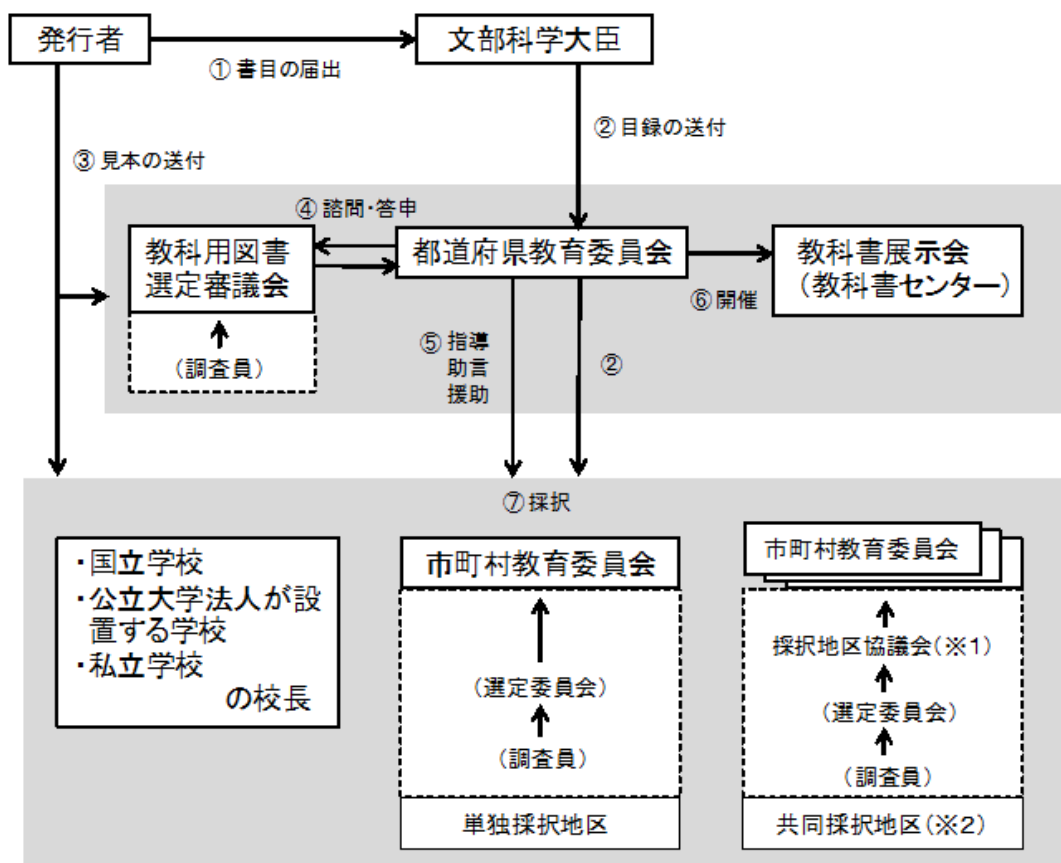
参 考

(別紙 1)

令和 9 年度使用教科用図書採択のスケジュール

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	4 / 22 (火) 19 時 00 分～ 市役所 7 階 大会議室	教育委員	・教科用図書採択 方針の決定
教科書展示会	6 / 12 (金) ～ 7 / 1 (水) 9 時 00 分～17 時 00 分 合同庁舎 2 F G 会議室	一般市民・教員 教育委員会関係者	
教育委員会定例会	7 / 29 (水) 16 時 00 分～ 市役所 7 階 大会議室	教育委員	・採択協議 及び決定

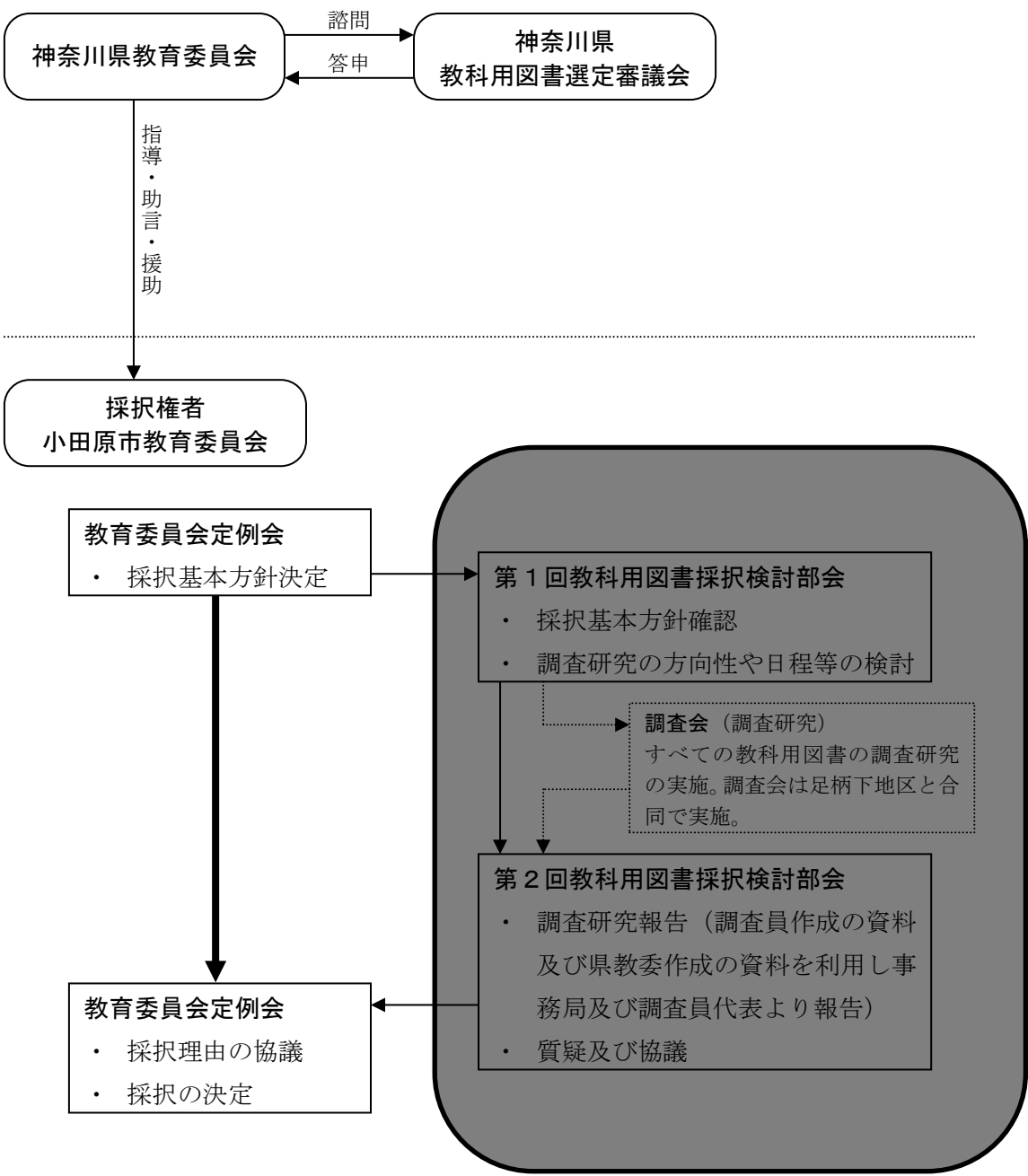
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
 - 地教行法第 21 条第 6 号
 - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
 - 地教行法第 48 条
 - 無償措置法第 10 条～第 16 条
 - 無償措置法施行令第 7 条～第 10 条、第 14 条、第 15 条
 - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和 9 年度使用教科用図書採択までの流れ



※実施せず

※主な根拠法令

(別紙4)

＜採択の権限＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

〔 発 令：昭和31年6月30日法律第162号
最終改正：令和7年6月18日号外法律第68号 〕

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

教科書の発行に関する臨時措置法

〔 発 令：昭和23年7月10日号外法律第132号
最終改正：平成28年5月20日号外法律第47号 〕

第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

＜採択の方法等、採択の時期＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

〔 発 令：昭和31年6月30日法律第162号
最終改正：令和7年6月18日号外法律第68号 〕

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

〔 発 令：昭和38年12月21日法律第182号
最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号 〕

第三章 採択

(都道府県教育委員会の任務)

第十条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設け

なければならない。

- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

- 2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

- 3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

{	発 令：昭和 39 年 2 月 3 日政令第 14 号
	最終改正：令和元年 9 月 11 日号外政令第 97 号

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第七条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助

に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第九条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第十条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教科書の発行に関する臨時措置法

〔 発 令：昭和 23 年 7 月 10 日号外法律第 132 号
最終改正：平成 28 年 5 月 20 日号外法律第 47 号 〕

（書目の届出）

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

（教科書展示会）

第五条 都道府県教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

（目録の作成・送付・配布及び教科書の見本の出品）

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

（需要数の報告）

第七条 市町村教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について

令和 8 年 3 月 定 例 会 日 程

第 1 日目	2 月 1 6 日	月	本会議	・補正予算並びにその他議案一括上程、提案説明、質疑、各常任委員会付託 ・陳情等各常任委員会付託 ・新年度予算並びにその他議案一括上程、施政方針演説、提案説明
第 2 日目	2 月 1 7 日	火	(休会)	(代表質問・個人質問通告締切＝17 日正午)
第 3 日目	2 月 1 8 日	水		(18 日＝総務常任委員会)
第 4 日目	2 月 1 9 日	木		(19 日＝厚生文教常任委員会)
第 5 日目	2 月 2 0 日	金		(20 日＝建設経済常任委員会)
第 6 日目	2 月 2 1 日	(土)		
第 7 日目	2 月 2 2 日	(日)		
第 8 日目	2 月 2 3 日	(月)		(23 日＝天皇誕生日)
第 9 日目	2 月 2 4 日	火		(24 日＝委員長報告書検討日)
第 1 0 日目	2 月 2 5 日	水		
第 1 1 日目	2 月 2 6 日	木		
第 1 2 日目	2 月 2 7 日	金	本会議	・各常任委員長審査結果報告、質疑、討論、採決 ・陳情等審査結果報告、質疑、討論、採決 ・各派代表質問
第 1 3 日目	2 月 2 8 日	(土)	(休会)	
第 1 4 日目	3 月 1 日	(日)		
第 1 5 日目	3 月 2 日	月	本会議	・各派代表質問、個人質問、予算特別委員会付託 ・予算特別委員会開催 (3/2～3/24)
第 1 6 日目	3 月 3 日	火	(休会)	予特 (議会局、企画部、総務部)
第 1 7 日目	3 月 4 日	水		予特 (市民部、防災部、文化部)
第 1 8 日目	3 月 5 日	木		予特 (病院管理局、福祉健康部、環境部)
第 1 9 日目	3 月 6 日	金		予特 (公営事業部、経済部)
第 2 0 日目	3 月 7 日	(土)		
第 2 1 日目	3 月 8 日	(日)		
第 2 2 日目	3 月 9 日	月		予特 (消防本部、都市部、建設部)
第 2 3 日目	3 月 1 0 日	火		予特 (上下水道局、子ども若者部、教育部)
第 2 4 日目	3 月 1 1 日	水		(11 日＝中学校卒業式)
第 2 5 日目	3 月 1 2 日	木		予特 (現地視察)、(総括質疑通告締切＝12 日午後 3 時)
第 2 6 日目	3 月 1 3 日	金		
第 2 7 日目	3 月 1 4 日	(土)		
第 2 8 日目	3 月 1 5 日	(日)		
第 2 9 日目	3 月 1 6 日	月		
第 3 0 日目	3 月 1 7 日	火		予特 (総括質疑)
第 3 1 日目	3 月 1 8 日	水		(18 日＝幼稚園卒園式)
第 3 2 日目	3 月 1 9 日	木		(19 日＝小学校卒業式)
第 3 3 日目	3 月 2 0 日	(金)		(20 日＝春分の日)
第 3 4 日目	3 月 2 1 日	(土)		
第 3 5 日目	3 月 2 2 日	(日)		
第 3 6 日目	3 月 2 3 日	月		予特 (総括質疑・採決・とりまとめ)
第 3 7 日目	3 月 2 4 日	火		予特 (委員長報告書検討日)
第 3 8 日目	3 月 2 5 日	水	本会議	・予算特別委員長審査結果報告、採決

厚生文教常任委員会（教育部） ※文化部該当案件なし

令和８年１月21日実施

1 所管事務調査

（１）報告事項

- ・令和６年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

令和８年２月19日実施

1 議題

（１）議案

- ・議案第３号 令和７年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
→【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 ー 本会議「原案可決」

2 所管事務調査

（１）報告事項

- ・小田原市の教職員の働き方改革に関する指針の改訂（小田原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定）について

（２）協議事項

- ・所管事務調査報告書（案）について

令和８年３月13日実施

1 議題

（１）議案

- ・議案第46号 令和７年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
→【結果】 常任委員会「可決すべきもの」 ー 本会議「原案可決」

2 所管事務調査

（１）協議事項

- ・所管事務調査報告書（案）について

代表質問

質問順	1	維新の会・次世代おだわら	23 番	杉山三郎
-----	---	--------------	------	------

- 3 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
- ア 教育環境の整備について
- イ 学校給食について
- (4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について
- オ 文化財の保存・活用について

質問順	2	公明党	10 番	楊 隆子
-----	---	-----	------	------

- 2 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
- イ 教育環境の整備について
- ウ 学校給食の充実について
- エ おだわら市民学校について
- (4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について
- オ 文化財の保存・活用について

質問順	3	誠新	25 番	清水隆男
-----	---	----	------	------

- 3 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
- イ 屋内運動場への空調設備の先行導入について
- ウ 学校給食における給食費の無償化・減額について
- エ 給食献立の充実について

質問順	4	誠和	18 番	武松 忠
-----	---	----	------	------

- 8 学校給食について
- (1) 学校給食費無償化等の財源と持続性について
- 13 文化財の保存・活用について
- (1) 小田原市博物館基本構想について

質問順	5	進民の会	12 番	稲永朝美
-----	---	------	------	------

- 3 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
- ア 学校給食について
- イ 小田原版STEAM教育について

質問順	6	志民・ミモザの会	21 番	鈴木敦子
-----	---	----------	------	------

- 3 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について

- ウ 学校給食について
- (4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原について
- エ 文化財の保存・活用について

個人質問

質問順	1	3番	岩田泰明
-----	---	----	------

- 3 「はじめに」「むすび」について
- (2) 民主主義的自治について

質問順	2	13番	北森明日香
-----	---	-----	-------

- 1 令和8年度に取り組む主な事業について
- (3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原について
- イ 教育環境の整備について
- ウ 学校給食について

※代表質問・個人質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
杉山 三郎 議員	教育環境の整備について	市長	屋内運動場の空調設備はいつまでに全校設置ができるのか。また、これらの財源をどのように調達するのか、見解を伺う。	屋内運動場の空調設備については、令和8年6月末を目途に、市内小中学校4校に先行導入し、検証結果を踏まえて整備手法等を定め、令和11年度までに全校に設置することを目指している。 また、財源については、先行導入分は「緊急防災・減災事業債」を見込んでいる。 文部科学省の「空調設備整備臨時特例交付金」を活用するには、断熱改修が必須であり、工期の長期化や事業費の増加が課題となるため、検証結果を踏まえ、整備手法と合わせて検討していく。
		市長	新しい学校づくりとの整合をどのように図るのか伺う。	屋内運動場の空調設備設置は、暑さ対策という喫緊の課題への対応のため、可能な限り早期に完了する必要がある。 一方、新しい学校づくり推進事業に基づく学校施設の改築等についても、時代の変化に即した子供たちにとって望ましい教育環境を構築するため、早期に着手する必要がある。 そこで、既存の屋内運動場への空調設備設置については、新しい学校づくり推進事業における学校施設の再配置案にも留意し、不要な投資を避けることも念頭に、整備手法等の検討をしていく。
	学校給食について	市長	小学校の給食食材の国からの支給額で補えない分の負担金と中学校の給食の一部負担は一時的か、恒久的かについて伺う。	子育て支援の観点から、負担軽減策は重要施策の一つであり、継続すべきものであると考えている。 小学校の基準額分を超える部分と中学校の負担軽減に係る減額分は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている。 物価高騰に伴い、今後も給食材料費が増額することが予想されるので、安定した財源を確保するため、国・県に対して施策の継続と支援の強化を求めている。
		市長	今後いつどのように段階的給食の無償化を進めるのか、その財源はどのように生み出していくのかについて伺う。	令和8年度は、小学校の無償化と中学校の一部減額を行う。 中学校の無償化については、引き続き検討を進め、段階的な実現を図る。 中学校給食費の完全無償化には、毎年多額の財源が必要になるため、さらなる保護者負担の軽減については、市の財政状況や施策の優先順位、国の動向等も踏まえ、開始時期を判断していくこととなる。 今後とも、国に対しては、小学校と同様に中学校給食費の抜本的な負担軽減策の早期実現について要望していく。
楊 隆子 議員	教育環境の整備について	市長	中学校特別教室への空調設備設置と屋内運動場への空調設備導入をはじめとする熱中症対策に関する教育環境整備について、今後どのように進めていくのか伺う。	中学校特別教室の空調設備は、令和8年度までに設置が一巡する。 また、屋内運動場の空調設備は、令和8年6月末を目途に市内小中学校4校に先行導入し、空調効率やランニングコスト等の検証結果を踏まえて整備手法等を定め、令和11年度までに全校に設置することを目指している。 未設置の特別教室を含めた、今後の空調設備整備については、学校施設全体の優先順位の中で検討していく。
	学校給食の充実について	市長	学校給食費無償化を持続可能な制度としていくための財源確保と今後の見通しについて伺う。	小学校の基準額分については、県の市町村学校給食費軽減交付金を、基準額を超える部分と中学校の負担軽減に係る減額分は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている。 物価高騰に伴い、今後も給食材料費が増額することが予想されるが、子育て支援の観点から、継続すべき重要施策の一つであると考えているので、国・県に対して施策の継続と支援の強化を求めている。
		教育長	給食費無償化の実施とあわせ、給食の質の維持・向上、地場産品のさらなる活用、食育の充実をどのように進めていくのか伺う。	給食費を無償化した場合においても児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供することはもとより、積極的な地場産品の活用や3品(しな)献立を提供することで献立の充実を図り、給食が「生きた教材」となるよう食育の推進に努める。
清水 隆男 議員	屋内運動場への空調設備の先行導入について	市長	どのような観点で4校と決定したのか、その優先の順位付けについて本市の見解を伺う。	今回の先行導入については、令和9年度以降に予定している本格導入時の整備手法等を定めるため、空調効率や断熱改修の要否等の検証を行うことを主旨としており、校数については、予算や財源等を総合的に勘案し4校とした。 また、対象校については、施設の形状や一次避難所であること、立地上の地域バランス等を踏まえて選定している。
		市長	今後の整備予定について、本市の見解を伺う。	先行導入校については、令和8年6月末を目途に設置を完了する。 その後、空調効率や断熱改修の要否、ランニングコストの検証等を行い、その検証結果を踏まえ、令和9年度以降に予定している本格導入時の整備手法等を定め、令和11年度までに全校に設置することを目指している。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
清水 隆男 議員	学校給食における給食費の無償化・減額について	市長	実施していく場合、10億近い額が毎年必要になると考えられるが、財源をどのように毎年担保していく考えなのか伺う。	国の施策による小学校の基準額分については、県の市町村学校給食費軽減交付金を、基準額を超える部分と中学校の負担軽減に係る減額分は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている。 負担軽減策は、子育て支援の観点から、継続すべき重要施策の一つであると考えているので、安定した財源を確保するため、国・県に対して施策の継続と支援の強化を、引き続き求めていく。
		市長	国の基準は一人当たり5,200円程度だが、本市の保護者負担支援は小学校と中学校で異なる理由について伺う。	国の基準額5,200円は、公立の小学校のみを対象としたもので、中学校への支援は対象外である。 本市では、子育て支援のため、小学校について国基準額超過分の補てんを行い全額無償にするとともに、財政状況等も考慮した中で、中学校給食費については、独自に、無償化への第一段階として3分の1の保護者負担軽減を図ったことから、支援額は異なっている。 中学校の段階的無償化についてもできる限り間を空けることなく完了し、小学校も中学校も給食費は無償としたい。
	給食献立の充実について	教育長	給食の質や量の確保や、残菜を減らすための工夫について伺う。	給食費を無償化した場合においても、児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供する必要がある。 自校炊飯の小学校では、導入前と比べ、主食もおかずも食べ残しの量が減っており、一定の効果がみられることから、順次導入を進めていく。 また、給食時間に校内放送で生産者の紹介や栄養素の働きを伝えること、配膳時にそれぞれに合せた盛り付けや、おかわりができる児童生徒に声掛けするなど、食べ残しを減らしている。
		教育長	環境負荷低減に配慮した農作物や地場産品の活用のため、生産者の供給体制や価格等の課題と食育の推進について伺う。	学校給食の食材は使用する日に、発注した量が確実に納品される必要があり、ある程度の量で安定的な価格での納入が必要になる。 地場産品の活用は、子どもたちが学校給食を通して、小田原の風土が育む農水産物を理解し、そのおいしさを味わうことができると考える。 引き続き、自校炊飯校における環境負荷低減に配慮した米の使用を含め、生産者や関係課と連携し、学校給食への市内産食材の活用を積極的に進めていく。
武松 忠 議員	学校給食費無償化等の財源と持続性について	市長	無償化に向けた具体的な財源の内訳と今後の物価高騰などのリスク要因を見据えた事業の持続性について伺う。	小学校の基準額分については、県の市町村学校給食費軽減交付金を、基準額を超える部分と中学校の負担軽減に係る減額分は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている。 物価高騰に伴い、今後も給食材料費が増額することが予想され、交付金存続も不透明であるが、子育て支援の観点から、継続すべき重要施策の一つであると考えているので、国・県に対して施策の継続と支援の強化を求めていく。
稲永 朝美 議員	学校給食について	教育長	使用している食材の地場産品の割合と、今後の目標について伺う。	学校給食における地場産品の重量比ベースの使用率は、令和6年度の実績で、県内産が28.1%で、うち市内産が16.9%であった。 目標値は定めていないが、今後も引き続き、学校給食への地場産品の活用を積極的に進めていく。
		教育長	地場産品使用の向上につなげるための具体的な考えがあるのか伺う。	地場産品を活用した献立として、かます棒・梅丸ラーメン・おだわらっこおでんなどの「小田原献立」を実施しており、特にかまぼこを使用したメニューは「かまぼこ献立」として小田原ならではの献立作りを推進している。 また、下中玉ねぎ・里芋・みかんなどの旬の農産物や練り製品・干物などの水産加工品、小田原の海で獲れたサバ・サバフグ・カマスといった水産物を積極的に使用することで、地場産品の使用向上につなげていく。
	小田原版STEAM教育について	教育長	小田原版STEAM教育のこれまでの成果と今後の方向性について伺う。	これまでの成果として、生徒は地域の課題に向き合うことで自分の役割を社会の中で意識し、教科の枠を超えた実社会との関わりを経験することができた。 また、教員が連携して学びを支援する「チーム型の教育」が実現され、生徒の探究活動を全体で支える仕組みが効果的に機能した。 さらに、取組が地域に広がり、学校と地域の結びつきを強めることにつながったケースもあった。 令和8年度からは、委託事業者による学校のニーズに合わせた支援を継続し、事業のさらなる充実と定着をめざしていく。
		教育長	小田原版STEAM教育と各教科の学びの関連性について伺う。	小田原版STEAM教育では、子どもたちが各教科の学びで身につけた資質・能力を、教科横断的に活用し、課題解決に取り組んでいく。 また、小田原版STEAM教育での学びを通して身につけた論理的思考力や表現力などの資質・能力は、各教科での学びに生かすことができる。 子どもたちはそれぞれの学びを関連付けながら、様々な資質・能力を身につけ、高めていくことができると考えている。
		教育長	小田原独自の教育とはどのようなものか伺う。	本市では、子どもたち一人ひとりが自分自身を輝かせて、充実した人生を送り、より良い地域社会を創るための「社会力の育成」を小田原市教育大綱の根幹としている。 そのために「小田原の教材化」をすすめ、小田原の豊かな自然や歴史、産業などを活用し、子どもたちが地域に目を向け、より良くしようとする姿勢を身につけられるよう取り組んでいる。 小田原版STEAM教育も郷土小田原をフィールドとして小田原ならではの探究学習を行うものであり、今後もさらなる充実と定着をめざしていく。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木 敦子 議員	学校給食について	市長	学校給食費無償化・減額の財源について伺う。	小学校の基準額分については、県の市町村学校給食費軽減交付金を、基準額を超える部分と中学校の負担軽減に係る減額分は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としている。
		市長	最終的には中学校も無償になるのか、なるとしたらいつ頃を予定しているのか伺う。	中学校についても段階的無償化に向けて検討を進め、あまり間を置かず小学校・中学校双方で無償化を完了したい。 ・中学校給食費の完全無償化の時期については、さらなる保護者負担の軽減には毎年多額の財源が必要になるため、市の財政状況や施策の優先順位、国の動向等も踏まえ、判断していくこととなる。
北森 明日香 議員	教育環境の整備について	市長	老朽化が著しい学校については、早期に建替えをするべきではないか、見解を伺う。	現時点で、校舎の築年数が60年を越えている小中学校が7校あるなど、学校施設の老朽化は喫緊の課題であり、できるだけ早期に、建替えや大規模な改修を行う必要があると認識している。 現在、教育委員会において、目指すべき教育の姿を踏まえ、学校配置案も含めた「新しい学校づくり推進基本計画」の策定に向けた検討を進めさせている。 この検討結果を受けて、詳細検討や地域等との合意形成を丁寧に行いながら、学校施設の早期建替え等に着手できるよう努める。
		教育長	水泳授業における、屋内プールと屋外プールの格差について、今後どのように是正していくのか、見解を伺う。	令和7年度は、小学校は全25校、中学校は6校で水泳授業を実施しており、そのうち民間スイミングスクールを含めた屋内プールで実施した学校は小学校8校であった。 屋外プールでは、一部の学校で暑さにより授業を実施しなかったケースもあったと聞いている。 こうした格差を解消できるよう、可能な範囲で児童生徒の学習環境を整えていくことは重要であることから、「新しい学校づくり推進事業」の検討と合わせて、本市における水泳授業及び学校プールのあり方の中で、引き続き検討していく。
	学校給食について	市長	小学校無償化と中学校減額を決めた趣旨について伺う。	市立小学校の給食費無償化と市立中学校の給食費減額は、子育て支援の一環として、保護者負担軽減のために行うものである。 小学校については、国が新たに学校給食費の抜本的な負担軽減として基準額の支援を行うことから、市としてこれに基準額を超える部分の補てんを加え、給食費を無償化する。 中学校については、現時点で国の負担軽減の対象となっていないが、物価高騰が続く中、保護者負担軽減を早急に行うべきとの考えから、市独自に現在の給食費負担額に対する3分の1相当額を減額する。
		市長	学校給食費相当額の給付の実現について伺う。	小学校については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減において、今後、交付金の支援対象となりうる非喫食者の範囲について、国が考え方を示す、と聞いている。 国の方向性が示されれば、学校開設者としてできる限り早急に事業化に向けて具体的な枠組みを定めていく。 中学校については、まずは、給食費無償化の実現を最優先課題とし、実施に向けての検討と併せて、中学校給食費に対する抜本的な負担軽減策の早期実現と非喫食者への支援について、国に要望していく。
		教育長	給食費が無償化になっても給食の質の維持、内容の充実を図っていくのか伺う。	給食費を無償化した場合においても児童生徒の心身の健全な発達に向け、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を、安定的に提供する必要がある。 積極的な地場産品の活用や3品(しな)献立を提供し、引続き、献立の充実に取り組んでいく。

※代表質問・個人質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
杉山 三郎 議員	文化財の保存・活用について	市長	祭礼文化の保存継承支援について、どのような思いで取り組まれているのか伺う。	地域の祭礼は、地域のアイデンティティとして将来に残すべき貴重な歴史文化であると同時に、地域コミュニティの活性化においても非常に重要な存在であると考えている。 一方で、祭礼文化を継承していくことは地域の負担が大きく、継続が困難な地域もあると認識しており、祭礼文化の保存継承を支援することは、本市の重要な施策であると考えている。 そこで、令和8年度から祭礼文化の保存継承支援を拡充することにより、小田原の多様な歴史文化を後世に伝えとともに、良好な地域コミュニティづくりにつなげていきたい。
楊 隆子 議員	おだわら市民学校について	市長	おだわら市民学校の現状と今後の取組について伺う。	おだわら市民学校は、令和6年度までに約430人が卒業・修了し、そのうち5割強が様々な地域活動・市民活動に取り組んでいる。 一方で、受講生は、小田原に移住し5年未満のかたが4割を超え、50代以下のかたも半数に迫るなど、近年変化がみられ、「小田原の魅力や課題を知りたい」というニーズも高まってきている。 こうした状況も踏まえ、中長期的なまちづくりの課題解決の担い手につながる人材育成を目指し、問題意識の醸成と市民の仲間づくりの促進に重点を置いた学びの場として取り組んでまいりたい。
	文化財の保存・活用について	市長	祭礼文化の保存継承支援について、制度の具体的な内容と、今後どのように地域の担い手を支えていく考えか伺う。	令和8年度に創設する祭礼文化を支援する補助制度の支援内容については、自治会や保存会が所有する山車、神輿の修繕に対して、修繕費用の2分の1、50万円を上限に補助しようとするものである。 今後も、既存の指定文化財等に対する補助制度を含め、祭礼文化の保存継承の支援を継続していくことで、地域の負担を軽減し、貴重な地域の宝が後世に受け継がれるよう、地域を支えてまいりたい。
武松 忠 議員	小田原市博物館基本構想について	市長	小田原市博物館基本構想を今後どうしていくのか伺う。	小田原市博物館基本構想に位置づけられる郷土文化館を発展的に継承する新しい博物館については、求められる機能等の検討や用地・財源等の課題を整理しているところである。 一方、郷土文化館本館の老朽化対策は、喫緊の課題であると認識しており、展示や収集・保管、調査・研究といった博物館機能の現在の建物からの移転についても検討しているところである。 こうした状況を踏まえ、令和8年度当初予算においては、美術品等の収蔵スペースを新たに確保するための費用を計上したところである。
鈴木 敦子 議員	文化財の保存・活用について	市長	民俗芸能にどのような支援を行うのか伺う。	本市では民俗芸能が数多く継承されており、相模人形芝居下中座や、根府川寺山神社祭礼における鹿島踊りなどは、無形民俗文化財として指定されている。 指定を受けた無形民俗文化財の継承団体や小田原民俗芸能保存協会に対しては、引き続き、国、県、市が持つ補助制度を活用した支援を行っていくとともに、その他の民俗芸能団体に対しては、財団法人等が持つ助成制度に採択されるよう推薦するなど、団体の意向に寄り添い幅広い支援を実施してまいりたい。
岩田 泰明 議員	民主主義的自治について	市長	民主主義は、自由に集い議論することが保障されているべきで、生涯学習センター分館は再配置されるべきであるが見解を伺う。	生涯学習センター分館については、平成31年3月に、支所の廃止とともに豊川分館や上府中分館などを含めた5館を廃止したことで全ての分館が廃止されたが、廃止にあたっては、代替施設として既存の公共施設等の利用を案内するなど、丁寧な市民対応に努めた。 今後も生涯学習センター本館けやきを核に、個人学習の支援や学習情報の集約、他機関・施設との交流連携や地区公民館の活動を支援するなど、引き続き生涯学習の振興に努めていくことから、再配置は考えていない。

質疑順 2 誠新 宮原元紀委員

4 (1) (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における教育行政法務アドバイザー事業費について

質疑順 4 維新の会・次世代おだわら 大川晋作委員

9 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における教職員人事・服務・健康管理事業について
(1) 教育行政法務アドバイザー事業費について

10 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における学校給食事業について
(1) 市立小学校給食費負担軽減事業費について
(2) 市立中学校給食費負担軽減事業費について

質疑順 6 誠和 池田彩乃委員

6 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における学ぶ力を育む教育推進事業について
(1) ステップアップ調査について

質疑順 7 志民・ミモザの会 篠原 弘委員

6 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における学校給食事業について
(1) 小中学校格差の解消に向けた考え方について
(2) 財源の持続可能性と無償化継続への覚悟について

質疑順 9 公明党 金崎 達委員

6 (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における支援教育推進事業及び教育相談等充実事業について
(1) 不登校児童生徒及び保護者等に対する支援について

質疑順 10 進民の会 小谷英次郎委員

7 (1) (款) 10教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 2 事務局費における新しい学校づくり推進事業について

* 予算特別委員会総括質疑(教育部) ※文化部該当案件なし

委員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
宮原 元紀 委員	教育行政法務アドバイザー事業費について	教育長	教育行政法務アドバイザー事業で相談される内容は、どのようなものを想定しているのか伺う。	学校で生じるトラブルや事故等の初動対応、個人情報情報の取扱いなどについて、学校や教育委員会が、児童生徒等への対応を進める際に専門家の知見を求めて相談することを想定している。 具体的には、学校に対して対応に苦慮するような要望が寄せられた時の対処法、学校事故が起きた場合の適切な初期対応や法的留意点、児童生徒の関係者から児童生徒の情報等の提供を求められた場合における可否判断や根拠などが考えられる。
		教育長	セクハラ、パワハラ等に関する、教職員の相談体制について伺う。	セクハラ、パワハラ等に関する教職員の相談窓口は、教育委員会に既に設置しており、当事者が個別の案件について相談することができるようになっている。
大川 晋作 委員	教育行政法務アドバイザー事業費について	教育長	相談に対する助言内容を教職員に共有する仕組みづくりが必要と考えるが、教育委員会の見解を伺う。	相談内容や弁護士の助言内容は、ケースバイケースで多岐にわたるが、汎用性のある事例や共有すべき情報など、教職員に役立つ論点は、データベース化して共有することで、トラブルの未然防止や早期解決等につながると考えられる。 教育行政法務アドバイザー活用の具体的方法と併せて、事案の蓄積で得た専門家の知見を将来に向けて活用できる仕組みについても今後検討していく。
	市立小学校給食費負担軽減事業費について	市長	小学校給食費の無償化は、国の基準額超過分の補てんも臨時交付金を財源にして行うものだが、臨時交付金が継続されない場合の事業の継続性をどう考えているのかについて伺う。	マニフェストに示しているとおり、子育て支援の観点から、小学校・中学校における給食費の無償化は重要施策の一つであり、継続すべきものであると考えている。 事業を継続していくためには、まずは安定した財源を確保する 必要があり、国に対して学校給食法の改正を含めた恒久施策化と支援の強化を引き続き求めていく。 仮に臨時交付金が継続されない場合であっても、財源確保に努め、無償化を継続していく。
	市立中学校給食費負担軽減事業費について	市長	中学校給食費の減額は、臨時交付金を財源にして行うものだが、臨時交付金が継続されない場合の事業の継続性と、今後、完全無償化をどう進めていく考えなのか伺う。	中学校においても、仮に臨時交付金が継続されない場合であっても、財源の確保に努めるとともに、段階的無償化に向けて検討を進め、できる限り早い段階で無償化を完了させたい。 なお、さらなる負担軽減には毎年多額の財源が必要になることから、具体的な時期については、市の財政状況や施策の優先順位、国の動向等も踏まえて判断していく。
池田 彩乃 委員	ステップアップ調査について	教育長	全校実施に際して「教職員の負担を伴わない」と説明された経緯と、現在の実態の認識について伺う。	モデル実施時に大きな負担となっていた資材の受け取りや確認・仕分け、個人番号と個人の紐づけ、調査後の回収確認等については、全校実施とした令和6年度からC B Tになり不要になったことから、「教職員の負担を伴わない」と説明した。 マニュアルの読み込みについては、小田原市仕様のマニュアルに手直しするなど負担軽減のための工夫をしている。 C B T実施により令和6年度に明らかになった課題については、一定の負担となっていることを認識し、令和7年度は学校の要望を反映し、いくつかの負担軽減策を取り入れて実施した。
		教育長	ステップアップ調査の運用により、教職員の業務量にどのような影響が出ているのか、市としてどのように把握しているのか伺う。	調査準備や結果返却準備など、調査の実施のため一定の業務が必要となったことは認識している。 教育委員会としては、調査実施日の教育指導課職員の訪問や、指導主事が参加する各校における活用研修、調査結果活用の振り返り等で教職員の声の把握に努めている。
		教育長	子どもたちへの結果の伝え方について、どのように把握しているのか伺う。	活用研修や振り返りを実施する中で、返却方法について、教職員から懸念の声があることは把握している。 今後も児童生徒や保護者に対して、調査の特長を伝えるとともに、活用研修等で結果の活用について教職員の理解が深まるように努めていく。
篠原 弘 委員	小中学校格差の解消に向けた考え方について	市長	市長として小中学校格差をいつまでにどのような形で解消していく考えか、中学校の完全無償化に向けた見通しと意思について伺う。	中学校についても段階的無償化に向けて検討を進め、できる限り早い段階で無償化を完了させたい。 中学校給食費の完全無償化の具体的な時期であるが、さらなる保護者負担の軽減には毎年多額の財源が必要となるため、市の財政状況や施策の優先順位、国の動向等も踏まえ、判断していくこととなる。
	財源の持続可能性と無償化継続への覚悟について	市長	厳しい財政状況の中で、市長は給食費負担軽減を令和9年度以降も継続する覚悟か、また、臨時交付金が継続されない場合に保護者負担が元に戻る可能性はないと断言できるのか伺う。	マニフェストに示しているとおり、子育て支援の観点から、給食費の無償化は重要施策の一つであり、継続すべきものであると考えている。 事業を継続していくためには、まずは安定した財源を確保する必要がある、国に対して学校給食法の改正を含めた恒久施策化と支援の強化を引き続き求めていく。 仮に臨時交付金が継続されない場合であっても、財源確保に努め、この流れを止めることなく、小中学校の完全無償化に近づけたいと考えている。
金崎 達 委員	不登校児童生徒及び保護者等に対する支援について	教育長	直近の不登校児童生徒数について伺う。	令和7年度は2月末時点で不登校を理由とする長期欠席児童生徒数は401人である。 (小学校149人、中学校252人)
	不登校児童生徒及び保護者等に対する支援について	教育長	不登校児童生徒数に対して市の取組は行き届いているのか。	教育委員会では、校内支援室や教育相談指導学級しりやま教室・マロニエ教室等の様々な居場所づくりや、不登校生徒訪問相談員の配置等による登校支援などに努めている。 しかしながら、不登校児童生徒に対する支援に限らず、教育において、何を持って行き届いているのかを言及することは難しい。 不登校児童生徒一人ひとりの状況は多様化・複雑化しており、個に応じた対応が必要であるため、今後も県やフリースクールなどの民間施設等との連携を図り、様々な選択肢を増やすことや、支援につながる体制づくりが大切であると考えている。
小谷 英次郎 委員	新しい学校づくり推進事業について	市長	新しい学校づくり推進事業の今後の展開について伺う。	現在、学校配置を含めた「新しい学校づくり推進基本計画」について、新しい学校づくり検討委員会で検討しており、令和8年3月末には、教育委員会に対して答申が提出される予定である。 教育委員会からの報告を受けて、学校配置に伴う避難所や地域コミュニティ機能の方向性、跡地活用の考え方のほか、事業全体の財政計画等、事業推進に向けて必要な事項について、全庁的な検討・調整を経て基本計画を公表することを想定している。 公表後は、詳細を地域に対して丁寧に説明し、情報共有を図り、個別具体的な検討に入ることとなる。

令和7年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	東京都江東区門前仲町 日本一輪車協会	一輪車	不明	町田小学校
2	小田原市小船 福山勝行	コロンビア蓄音機	約 200,000 円	下中小学校
3	匿名	相模湾沿岸航空写真 (昭和 20 年代)	不明	郷土文化館
4	匿名	ニューブロック、絵本	30,000 円	酒匂幼稚園
5	匿名	松永耳庵 庭下駄	不明	郷土文化館
6	匿名	テント	143,000 円	白山中学校
7	匿名	土地	982,972 円	文化財課
8	東京都千代田区丸の内 明治安田生命 平塚支社	サッカーボール	不明	酒匂小学校
9	匿名	書籍	一冊 1,400 円	市内小中学校、 児童クラブ、 図書館
10	匿名	花紙	19,500 円	三の丸小学校

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
11	足柄上郡開成町 鳥海義文	近世末小田原城絵図等資料	不明	郷土文化館
12	川崎市高津区上作延 三浦桃代	小田原商業高校美術教諭 齋藤敏夫関係資料	不明	郷土文化館
13	小田原市中曽根 佐藤菜摘	マグフォーマー	31,600 円	東富水幼稚園
14	小田原市中曽根 保護者と教師の会	スネアドラム	29,700 円	東富水幼稚園
15	匿名	昭和の家電、包装紙	不明	郷土文化館
16	匿名	魚梅関係資料	不明	郷土文化館
17	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ	絵本一式	各園 10,000 円相当	市内幼稚園
18	小田原市南鴨宮 木下雅一	自立式クリップスタンド、 用箋ばさみ、 ゴルフペン	不明	生涯学習 センターけやき
19	小田原市柳新田 岡本陽子	モザイクペグさし、 ドッジボール、 高透明作品ホルダー	35,872 円	報徳幼稚園
20	静岡県三島市 伊豆箱根鉄道株式会社	絵本	一冊 1,800 円	市内小学校4校、 市内幼稚園、 保育園
21	匿名	ブルートゥーススピーカー	16,800 円	矢作幼稚園

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
22	匿名	浴槽（樋辰製）	不明	郷土文化館
23	匿名	出征旗、軍隊手帳等	不明	郷土文化館

現金

	寄 付 者	寄付金額	寄付目的	使途先
1	小田原市板橋 有限会社 エコール学院	50,000 円	奨学金積立のため	奨学金積立金
2	匿名	100,000 円	松永記念館の施設の充実のため	松永記念館
3	小田原市扇町 小田原市管工事協同組合	1,000,000 円	市内小学校の図書購入のため	市内小学校

事務担当
 教育総務課 総務係
 電話：33-1671

資料3

令和7年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日

種 別	所 属 職 名	傷 病 名	災 害 発 生 状 況
公務 (労災)	報徳幼稚園 会計年度任用職員	左足首捻挫	受傷日時：令和7年11月27日 午前11時ごろ 園庭で幼児と鬼ごっこをしているとき、 幼児を追いかけて転倒しそうになった際 に左足首を捻った。

事務担当

教育総務課 総務係

電話：33-1671